

第8回「今後の介護人材養成の在り方に関する検討会」が12月22日（水曜日）10時から航空会館で開催された。



今回の議事は、『「今後の介護人材養成の在り方について」（骨子案）について』であり、その内容は、これまでの議論を踏まえて報告書のとりまとめに向けた骨子案、残された論点の整理、介護職員に占める介護福祉士の割合について（案）であった。

○資料1「今後の介護人材養成の在り方について」（骨子案）

骨子案の構成は、次のとおり。

- I はじめに
- II 介護人材を取り巻く状況について
- III 介護人材の養成体系について
 - 1 基本的考え方
 - 2 キャリアパスの全体像
 - 3 介護福祉士に至るまでの養成体系の在り方
 - 4 介護福祉士資格取得後のキャリアパスの在り方
- IV 関係者への丁寧な説明
- V 養成施設卒業者に対する国家試験の義務付け
- VI おわりに

《委員の主な発言要旨》

- ・介護保険制度に基づく介護人材の在り方であるのかどうか明記する必要がある。
- ・介護保険制度の役割や介護職員に求められる役割について記載が必要ではないか。
- ・介護職員の必要数の増加は、高齢化の進展だけでなく、家族の介護力の低下などもあり必要数はもっと多くなる。

- ・介護福祉士の養成体系については、シンプルで分かりやすく、目指すものが見えるようにする必要がある。
- ・社会的地位の向上を図るためには、国家試験で対応することが重要である。
- ・介護現場や介護の仕事を目指す人が混乱しないような対応が必要である。
- ・認定介護福祉士については、資質の向上につながるとともに、職場の改善にもつながる。
- ・働きながら学んでいけることが重要であり、それらを評価し、賃金（報酬）に反映できる仕組みが必要。

○ 資料2 「介護福祉士に至るまでのキャリアパスについて（残された論点の整理）

残された論点としては、

①訪問看護師養成研修（ホームヘルパー）

・現在のホームヘルパー2級相当の研修を「介護職員としての導入的な研修（初任者研修）」と位置付け、研修内容については、在宅・施設を問わず、介護職員として働いていく上で基本となる知識・技術を習得できる導入的な研修となるよう、今後、見直していくことが必要ではないか。

・ホームヘルパー1級については、平成24年度に介護職員基礎研修と一本化。

②介護職員基礎研修

・介護人材の養成体系を簡素で分かりやすいものとする観点から、既に介護職員基礎研修を修了している方々に対する十分な配慮は必要であるものの、実務者研修（6ヶ月研修）の施行に合わせて、介護職員基礎研修と実務者研修（6ヶ月研修）を一本化してはどうか。

③実務者研修（仮称）（6ヶ月研修）

「幅広い利用者に対して、基本的な介護を提供できる能力を習得する」ために必要な研修内容は確保するという考え方は維持しつつ、実務経験を通じて習得できる知識・技術を改めて検討・整理し、実務者研修（仮称）（6ヶ月研修）の時間数は450時間程度としてはどうか。

《委員の主な発言要旨》

・ホームヘルパー2級研修を「介護職員としての導入的な研修（初任者研修）」と位置付けること、また、ホームヘルパー1級研修を介護職員基礎研修と一本化することは良いのではないか。

・施設と在宅でのケアの場合、在宅は対一であり、施設とは違うところもある。

・介護福祉士養成課程は1,800時間で、実務者は600時間の研修とした経緯もあり、検証・評価することなく450時間に短縮してよいのか。

・働きながら学ぶということでは、研修の短縮とともに職場環境や金銭面など仕組み、また、研修を受けやすくする仕組みも必要である。

・事務経験者の学習イメージの例で、スクーリングは重要と考えているが、スクーリング

が45時間程度となっているが根拠はあるのか。

・このほか、研修時間やカリキュラム内容などについての質問、意見が多数あった。

○ 資料3 介護職員に占める介護福祉士の割合について（案）

質の高い介護サービスの提供と、介護職員の確保という二つの目的を両立させていくという観点から、介護職員に占める介護福祉士の割合について、どの程度の水準が目安と考えるべきか。

例えば、「当面、介護職員に占める介護福祉士の割合が5割以上」を目安とすることが考えられるか。

議事の最後に、座長から実務者研修（仮称）（6ヶ月研修）の時間数、450時間程度について、介護の専門家としての水準、あるべき姿など質を重視する考え方と現実的に介護職を目指す人が受けることができ、必要とする介護人材の量の確保を重視した考え方があり、更なる調整が必要なことから引き続き検討する必要があること、また、これまでの議論を踏まえ、次回までに報告書案の取りまとめを行うよう事務局へ指示があった。

なお、今回は1月20日に報告書案等について審議する予定。